

災害時における心理的ケアに関する協力協定書

中央区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京公認心理師協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時等における心理的ケアに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中央区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生した場合又は災害の発生に備えて、乙が甲に対し被災者及び支援者（被災者を支援する甲の職員、他自治体からの応援職員等をいう。以下同じ。）（以下「被災者等」という。）の心理的ケアに関する協力を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、区内で災害が発生した場合又は災害の発生に備えるために、乙に対し公認心理師又は臨床心理士の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請（以下「派遣要請」という。）を受けたときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 甲は、乙に派遣要請をする場合は、当該派遣要請をする人員の規模、活動の実施を要請する期間、場所等を決定し、乙に明示する。

（活動）

第3条 乙は、派遣要請があったときは、次に掲げる活動（以下「活動」という。）を担うものとする。

(1) 災害がもたらす心理的影響についての研修会

(2) 関係団体との連携を想定した合同訓練

(3) 甲が心理的ケアが必要と判断した被災者等に対する心理相談

(4) 支援者に対する心理コンサルテーション

(5) 前各号に掲げるもののほか、被災者等の心理的ケアに有効と思われる支援

（活動内容の共有）

第4条 甲は、乙が活動を行うに当たり、必要な活動の実施方法及び計画について、随時乙と協議する。

2 甲及び乙は随時ミーティングを行い、活動の内容、方針等を共有する。

3 乙は、派遣要請に基づき活動を行ったときは、その内容を記録し、随時甲に

報告する。

(費用弁償等)

第5条 派遣要請に基づき乙が実施した活動に要する経費(甲乙協議の上、甲が負担することが適当でないと判断した経費は除く。)は、甲が負担する。

(賠償)

第6条 派遣要請に基づき乙が実施した活動により発生した賠償の方法及び費用については、甲及び乙が誠意を持って協議し決定する。

(損害補償)

第7条 派遣要請に基づき乙が実施した活動により、乙の従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はそれによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に著しい障害を生じたときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年3月中央区条例第15号)」の適用があるときに限り、甲が補償する。

(個人情報保護)

第8条 甲及び乙は、この協定の履行上知り得た個人情報を適切に管理するとともに、理由なく他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図るために利用してはならない。第11条に規定する有効期間が終了した後においても、同様とする。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する協力のため、災害発生時の連絡体制を整備する。

2 甲及び乙は、災害発生時において円滑な協力を図るため、毎年度定期的に相互の連絡体制を確認するものとする。

(協力体制)

第10条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練において普及啓発活動に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練における普及啓発活動への参加に係る費用は、乙の負担とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和7年3月31日までとする。

2 前項の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(その他事項の協議)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(管轄する裁判所)

第14条 この協定に関し、第1審の訴えを提起する場合の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年12月20日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区
中央区長 山本 泰人

乙 東京都文京区本郷二丁目29番2号小山ビル1階
一般社団法人東京公認心理師協会
会長 西脇 喜恵子